

舞鶴市公金管理運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、舞鶴市の公金の管理及び運用に関し、安全性、流動性の確保及び効率性の実現を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）、舞鶴市財政調整積立金条例（昭和33年舞鶴市条例第18号）及びその他の基金条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

(公金管理運用の原則)

第3条 公金の管理運用にあたっては、優先度の高い順に安全性、流動性及び効率性を確保することを原則とする。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により運用を行うとともに、預金については、金融機関の経営の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、計画的に運用するとともに想定外の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保したうえで、効率性を確保し、運用収益の最大化を図る。

2 運用に当たっては、当該商品を満期または期限まで保有することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、運用中の預金の解約または債券等の売却を行うことができる。

(1) 安全性を確保するために必要な場合

(2) 流動性を確保するために必要な場合

(3) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるために必要な場合

(公金の管理運用)

第4条 公金の運用に関しては、次の各号に掲げる公金の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 歳計現金

歳計現金の運用は、次に掲げる金融商品により行う。運用期間は一会計年度内とする。

- (ア) 当座預金
- (イ) 決済用預金
- (ウ) 普通預金
- (エ) 定期預金
- (オ) 譲渡性預金

(2) 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金の管理・運用は歳計現金の例による。

(3) 基金

基金の運用は、(1)の(ア)から(オ)に規定するもののほか、次に掲げる金融商品により行う。債券による運用を行う場合は「舞鶴市債券運用指針」を遵守する。

- (ア) 国債
- (イ) 政府保証債
- (ウ) 地方債（地方公共団体金融機構債を含む）
- (エ) 財投機関債
- (オ) 金融債
- (カ) 電力債

(4) 一時借入金

一時借入金については、歳計現金とあわせて管理する。

(金融機関等の条件)

第5条 公金の保管及び運用先については、次に掲げる条件に該当する金融機関または債券発行体で行うものとする。

- (1) 自己資本比率について、国際統一基準適用銀行にあつては8%以上、その他の金融機関にあつては4%以上のもの

- (2) 格付機関による格付が公表されている金融機関等にあつては、投資適格等級（国際格付機関の長期債務格付 BBB）以上のもの
- (3) 各種経営状況指数を参考に、財政規模、財政力及び基金残高などにより、自己資本の充実度を評価し、経営の健全性が認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当しない金融機関等にあつては、運用先から除くものとする。

- (1) 舞鶴市が行う公金取扱業務において、事故等が発生したときに誠意ある対応がなされない場合
- (2) 会計管理者が求めた事項に対し明確な説明が得られない場合
(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、公金の管理運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 2 月 1 日改正)

この基準は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 1 日改正)

この基準は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。